

令和 2 年度

宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

宮崎市監査委員



宮 監 第 6 0 号  
令和 3 年 8 月 1 8 日

宮崎市長 戸 敷 正 殿

宮崎市監査委員 河 野 まつ子  
宮崎市監査委員 荒 木 敏  
宮崎市監査委員 森 太  
宮崎市監査委員 黒 木 恒一郎

令和 2 年度宮崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 2 年度宮崎市内部統制  
評価報告書について、次のとおり意見を提出します。



# 令和2年度 宮崎市内部統制評価報告書審査意見

## 第1 種類

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書審査

## 第2 対象

令和2年度宮崎市内部統制評価報告書

## 第3 着眼点

監査委員による令和2年度宮崎市内部統制評価報告書の審査は、宮崎市長が作成した内部統制評価報告書について、宮崎市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 第4 主な実施内容

令和2年度宮崎市内部統制評価報告書について、宮崎市長及び内部統制評価部局（以下、「評価部局」という。）から報告を受け、「宮崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第5 期間

令和3年6月30日から令和3年8月18日まで

## 第6 審査の結果

令和2年度宮崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価対象期間に運用上の重大な不備があったが、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

## 第7 審査意見

本市では、令和2年度から内部統制制度が導入され、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎市内部統制に関する方針（令和2年4月1日）」を策定し、「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」を対象事務として、市長部局、長以外の各種委員会などの執行機関及び公営企業において内部統制体制の整備及び運用を行っている。

本審査は、これらの内部統制の整備状況及び運用状況について評価された「令和2年度

宮崎市内部統制評価報告書」について、長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査を実施したものであるが、評価において次のとおり改善を要する事項が見受けられたことから、以下に項目ごとに意見を述べる。

### (1) 全庁的な内部統制の評価について

全庁的な内部統制の評価方法について、評価部局へのヒアリングにより確認した結果、統制内容を示す資料として条例や規程、方針等の整備状況に関する資料はあるものの、運用状況については、具体的にどのように評価を行ったのかといった評価の根拠となる記録や書類等はなかった。

評価結果に至る評価手続が不適切であるとまではいえないものの、長が行った内部統制の評価が適切であることを客観的に示せるよう、評価の具体的な根拠となる記録や資料を残しておくべきである。

### (2) 業務レベルの内部統制の評価について

業務レベルの内部統制については、ガイドラインにおいて、①リスク対応策の整備が適時に実施されたか、②リスク対応策の内容が適切であったか、③自己点検やその後の改善が適切に実施されたかの3点を評価項目として評価を実施すると示されていることから、各評価項目について審査を行った。

①については、適時に実施されていることが確認できた。

②については、発生した不備に対する再発防止策・改善策（以下、「改善策等」という。）の内容を審査したところ、適切な改善策等として概ね整備されていることが確認できたが、一部において、具体的な内容が記載されていないものや、改善策等として十分ではないと思われるものが見受けられた。改善策等は各所属が検討した是正措置について、内部統制推進部局（以下、「推進部局」という。）が確認したうえで再考を依頼しているものの、最終的には業務に精通した各所属が定めている改善策等であることから、評価部局は改善策等の内容は適切であると判断していた。内容が不十分であると見受けられる改善策等については、当該所属に対して速やかに改善策等を再検討・整備されるよう促す必要がある。

③については、評価部局が直接いくつかの所属にヒアリングを行い、記載された対応策は概ね実施されていると判断し、適切に実施されていると評価していたが、このヒアリングに関する記録及びヒアリング結果を踏まえて評価部局がどのように評価したかを示す根拠資料等はなかった。リスク対応策の評価にあたっては、改善策等が適切かどうかや実際に運用されているかについて確認・評価したことが分かるよう、各所属へのヒアリング結果や評価内容などの根拠となる記録や資料を残しておくべきである。

### (3) 重大な不備に該当するかの判断基準について

本市の内部統制では、評価部局において、金銭的・物的影響を及ぼすものや庁内外に影響を与えるものを「量的重要性」、また、市民サービスの提供や本市の社会的信用・名誉に影響を及ぼすものを「質的重要性」として、確認された不備について、それぞれの影響の大きさを判定し、この2つの重要性がいずれも高いものを重大な不備としている。

これに基づき、評価対象期間に確認された不備について、整備上又は運用上の重大な不備に該当しないか審査を行った。

その結果、内部統制評価報告書に記載されている2件を除いては、重大な不備ではないことが確認された。

なお、記載のあった重大な不備2件のうち1件については、質的重要性は「高」と判定できたものの、量的重要性の判断基準では「高」であるか判定できず、重大な不備に該当するものであるか確認ができなかった。このことについて評価部局は、量的な損害が算定できない状況にあるものの、当該不備の内容を鑑みて量的重要性を「高」と判断し、重大な不備に該当すると評価していた。しかしながら、確認された不備が重大な不備に該当するかどうかの判断基準は、内部統制評価報告書の審査において評価結果が適切であるかを審査するために重要となることから、より明確にしておく必要がある。

## 第8 まとめ

令和2年度は内部統制制度導入初年度であったが、推進部局を中心に、説明会や全職員への通知を发出するなど、制度の周知と適正な事務の執行を促してきた。これを受けて各所属では、想定されるリスクに対する基本的な対応策や、必要に応じて各所属が独自に追加した対応策に基づき事務を執行し、さらに、自己評価を行うことで確認された不備に対して改善策等を整備・運用することにより、全庁的にリスクマネジメントに取り組んできた。

しかしながら、評価部局において適切であると評価されている改善策等について、その内容が十分な対策となっていないものも見受けられたことから、リスク対応策の評価にあたっては、リスク対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった点を十分に確認し評価されたい。

加えて、財務事務や契約事務、物品財産管理事務に精通した部署による改善策等の検証や今回確認された不備とその改善策等の全庁的な情報共有など、今後の事務執行において不備の未然防止や再発防止につながる有効な対策を検討されたい。

また、評価部局は、独立的評価として第三者的な視点から内部統制が有効に機能していることを評価し、内部統制を是正していく必要があることから、長が行った内部統制の評価が適切であることを客観的に示せるよう、内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関連する証拠書類を適切に記録保存されるよう努められたい。

なお、内部統制は、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されることにより有効に機能するものであるから、本市における内部統制について、今後も周知を図ることで全庁的に制度を浸透定着させ、職員一人ひとりが内部統制の理解を深め運用されるよう努められたい。

今回の審査意見が、本市の内部統制制度を更に充実したものとし、もって職員のリスク管理意識の向上につながるとともに、適正な事務執行が図られ、市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。